

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和2年10月30日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

イノベーション京都2021投資事業有限責任組合

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名称	イノベーション京都2021投資事業有限責任組合
所在地	京都市左京区吉田本町36-1
無限責任組合員	京都大学イノベーションキャピタル株式会社
所在地	京都市左京区吉田本町36-1
設立年月日	平成26年12月22日
資本金	35百万円
出資者	国立大学法人京都大学（議決権割合100%）
役職員の構成	取締役5名（京都大学役職員を含まず、社外取締役4名を含む）、 支援・投資委員会7名（京都大学役職員を含まず、社外取締役4名を含む）
組織図	添付資料のとおり
役職員の業績評価の基準	役員：当社の業績 職員：投資実績、ハンズオン実績、売却実績、事務処理の 正確性
役職員の報酬の水準	職務内容・役職等に応じ、役員につき年間15百万円から 20百万円程度、投資部門職員につき年間6百万円から17 百万円程度、管理部門職員につき年間6百万円から12百 万円程度

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

① 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な額及びその調達方法

京都大学イノベーションキャピタル株式会社 10百万円

国立大学法人京都大学 14,130百万円

その他民間企業 金融機関等を中心に、30~40億円程度の出資を募る。

※ただし、京都大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要。

②特定研究成果活用支援事業の概要

京都大学および他の国立大学等の研究活動から生まれる成果を活用するスタートアップ企業を支援の対象とする。なお、京都大学の研究成果を活用せず、他の国立大学等の研究成果を活用するスタートアップ企業への投資額は、京都大学を除く LP の出資コミットメント金額を上限とする。

ファンドの存続期間内に、株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるシード・アーリーからミドル・レーターまでの全ステージの未上場企業を支援対象とし、初回投資においてはシード・アーリーステージにある企業を中心とする。

③特定研究成果活用支援事業の内容

特定研究成果活用事業者に対して実施する予定の助言、資金供給その他の支援の内容は以下のとおりである。

【助言・支援】

会社設立の相談

経営人材の探索

京都大学の研究成果の紹介・マッチング

事業計画や資本政策の作成支援

社外取締役派遣による経営支援

民間 VC や金融機関紹介によるファイナンス支援

仕入先・販売先開拓の支援

知財・法務・会計・税務に関するアドバイザー紹介

戦略的提携先や EXIT 先開拓の支援

【資金供給】

投資事業有限責任組合を通じて、事業計画に基づいたマイルストーン投資を行う。投資手法として、普通株式、種類株式、転換社債型新株予約権付社債、US-SAFE、J-KISS 等 (US-SAFE の日本版) を用い、合わせて投資関連契約を締結することで投資先企業との意向をすり合せ、合意形成のプロセスの明確化を図り、円滑な事業推進と、ファンド資産の不当な毀損の回避を図ることを前提とする。

④対象事業者の基準

(ア) 京都大学及び他の国立大学等の研究活動から生まれる成果を活用して新たな需要や市場といった社会的価値を創出することが期待されるものであること。

- (イ) 我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- (ウ) 京都大学及び他の国立大学等の研究活動から生まれる成果の活用と京都大学の学術研究の進展に資するものであること。
- (エ) 国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズに対応したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。
- (オ) 支援決定を行ってから5年～10年程度で事業化が見込まれ、その後当社の運営するファンドの存続期間内に、保有する対象事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。
- (カ) 対象事業者に対して、当社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われること等、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等との協力が見込まれること。

⑤支援内容の基準

- (ア) 政策目的を踏まえ、適切な分散投資を行うものであること。
- (イ) 民間のベンチャーキャピタルの業界慣行を不当に無視した条件で投資を行うなどして民業を妨げることなく、さらに民間のベンチャーキャピタルが投資できないステージにおいて単独で投資する際も以後のステージで民間のベンチャーキャピタルから投資を受けやすい投資スキームで投資を行うこと。
- (ウ) 事業化に向けた計画を策定し、いつ何が達成されるべきか（以下「事業化計画」という。）について支援対象者との間で認識を共有すること。
- (エ) 事業化において資金調達に経営チームのリソースが割かれることを極力回避し、また事業化のサポートを行う民間企業の支援対象事業者の資金繰りに関する不安を取り除くため、事業化計画に基づいてマイルストーンを設定し、民間からリスクマネーの調達が可能になるステージを加味して、マイルストーン達成時に支援を行う額について支援対象者と合意すること。
- (オ) 対象事業者に対する支援の計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分に検討すると共に、支援の実施の決定後にあつては、積極的な経営又は技術の指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。
- (カ) 対象事業者に対する支援が、主として当社の運営するファンドを通じて直接行うものであること。なお、他者の運営するファンドへ出資を行うのは、特定の対象事業者に対してのみ投資を行うことを目的とするファンドに対して出資を行う場合に限る。
- (キ) 前号に定める特定の対象事業者に対してのみ投資を行うことを目的として他者の運営するファンドへ出資する場合にあつては、当該ファンドが政策目的を踏まえて適切に投資を行うことを契約等により担保するとともに、必要が

あると認めるときは説明を求めること等により適切にフォローアップを行うものであること。

- (ク) 対象事業者の財務諸表等の指標に基づく基準を設定し、これを継続的に把握すること等により、対象事業者の事業活動について、事業年度ごとにその進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (ケ) 対象事業者への支援において、京都大学が共同研究機会・技術アドバイス・起業家教育プログラムの提供等の役割を担うなど、その他の関係者との適切な役割分担の下で行われるものであること。
- (コ) 個人及び対象事業者の関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、情報公開を一般に行うとともに、組合員集会等を通じて京都大学や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、活動の透明性を確保すること。
- (サ) 新しく起業する事業者に支援を行うことができる人材を将来にわたって育成するものであること。
- (シ) 研究者の自主性や京都大学の自主性を尊重するとともに、京都大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- (ス) 中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをしないものであること。

⑥京都大学との連携体制

京都大学イノベーションキャピタル株式会社は、京都大学産官学連携本部が中心となって行う起業教育指導等に対し、事例提供・人材派遣などを通じて支援を行う。

また、京都大学と共同研究活動等に関する情報を共有し、本事業における支援の対象となる研究成果やジョイントベンチャーの相手先の発掘に活用する。同時に新たな産学連携に関して、事業化及び起業へ繋げることができる新たな構造を検討し実行する。

さらに、京都大学イノベーションキャピタル株式会社が検討する投資対象について、必要に応じ、京都大学の有識者から技術評価の支援等その他必要なコンサルティング業務を受ける。

⑦類似の民間事業者等との連携のための情報交換の促進

京都大学は、京都大学イノベーションキャピタル株式会社、公募により選定され京大認定ファンドを運営する民間事業者（以下「京大ベンチャーファンド運営事業者」）及び株式会社 TLO 京都と定期的な情報交換会を開催し、シーズ情報等を提供することとしており、これを踏まえて、京都大学イノベーションキャピタル株式会社及び京大ベンチャーファンド運営事業者は、京都大学から情報提供を受けたシーズに対する共同投資を含む投資可能性の検討などの連携を行う。なお京都大学イノベーションキャピタルは、本事業が民業補完に徹するものであることに鑑み、民業補完に資するように本連

携を行うとともに、その他の民間 VC とも京都大学発ベンチャー企業に係る意見交換・情報交換を促進することで、京都大学発ベンチャー企業を創出・育成する京都大学を中心としたエコシステムの形成を目指す。

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

イノベーション京都 2021 投資事業有限責任組合設立の日の翌日から起算して 12 年間とする。ただし、当該期間後に回収が見込まれる支援対象がある場合は変更認定を前提として最長 5 年の延長可とする。

組織図

